



目 次

規 則	ページ
◎高知県国民健康保険法施行細則	1
告 示	
○平成30年度の国民健康保険事業費納付金の額の算定における係数等の定め（国保指導課）	1

規 則

高知県国民健康保険法施行細則をここに公布する。
平成30年3月23日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第26号

高知県国民健康保険法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県国民健康保険法施行条例（平成29年高知県条例第41号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民健康保険事業費納付金の通知)

第2条 条例第8条第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の額の市町村への通知は、知事が別に定める様式により行うものとする。

(国民健康保険事業費納付金の納期)

第3条 法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収は、年度ごとに8月から3月までの各月の8期に分けて行うものとする。

(市町村別納付金減算額)

第4条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。次項において「算定政令」という。）第13条第1号の規定により県が定める額は、同号イに掲げる額とする。

2 算定政令第13条第2号の規定により県が定める額は、同号ロに掲げる額とする。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による国民健康保険事業費納付金の額の通知は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

告 示

高知県告示第295号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の規定により平成30年度において県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）及び高知県国民健康保険法施行条例（平成29年高知県条例第41号。以下「条例」という。）により知事が定める係数等は、次の表に掲げるとおりとする。

平成30年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

条例第9条第1項の医療費指数反映係数	1
条例第11条の一般納付金所得係数	0.7511330440854
条例第14条、第18条及び第22条の一般納付金被保険者均等割指数、後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数及び介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第15条の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.7641405830673
条例第19条の介護納付金納付金所得係数	0.7750917844836
算定政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	0.8763502975475
算定政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999965136
算定政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999902533